

# 令和5・6年度 競争入札参加資格審査申請書の提出要項 (物品購入・製造及び建物等管理・業務委託)

## 第1 受付期間

- (1) 定期受付 令和5年1月4日(水)から令和5年2月28日(火)まで
  - (2) 随時受付 令和5年7月3日(月)から令和7年2月28日(金)まで
- ※定期受付後に開業した方、定期受付時に都合により申請できなかった方は随時受付を行います。

## 第2 窓口受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

## 第3 提出方法

提出は以下の都合の良い方法で提出してください。

- (1) 持参による提出 総務庁舎総務課財政係まで持参にて提出(上記窓口受付時間に限る)
  - (2) 郵送等による提出 総務課財政係へ郵送等にて提出
- ※郵送等の場合は以下の宛先へ送付して下さい。ただし、定期受付は消印有効までとしますので提出期間には十分注意して下さい。

なお、封筒の表に「競争入札参加資格審査申請」と朱書きして下さい。

《宛先》 〒929-1792 石川県鹿島郡中能登町末坂9部46番地  
中能登町役場総務課財政係 宛  
電話 0767-74-1234 FAX 0767-74-1300

## 第4 申請要件

申請書を提出される方は、次に掲げる要件に該当することが必要です。

- (1) 営業に関し許可・認可を必要とする場合において、これを得ていること。
- (2) 申請書を提出する直前までに納期限の到来した国税及び地方税を完納していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (4) 建物等管理は緊急事態発生時、通報からおおむね2時間以内に現場での対応が可能であること。

## 第5 提出書類

- (1) 提出書類は、中能登町様式(別添様式)で提出してください。※石川県及び国土交通省様式でも可
- (2) 提出書類はA4版とし、別表の順にクリップし、クリアファイルで挟んでください。※紙ファイルは不可
- (3) 提出書類の商号又は名称及び代表者氏名に、必ずふりがなを付けてください。
- (4) 認定結果通知が必要な場合は、表面に送付先、裏面に別添エクセル様式の「葉書裏面」シートを印刷した葉書を同封してください。※物品と建物管理を申請する場合は、葉書2枚必要。印刷のないものは不可
- (5) 県外業者は国税の納税証明書、県内業者は国税、県税の納税証明書、町内業者は国税、県税、町税の納税証明書を提出してください。(写し可)

## 別表

	書類の名称	物品購入等	建物等管理
1	競争入札参加資格審査申請書(1~4)	◎*	◎*
2	競争入札参加資格審査申請書(5~8)		◎*
3	許可証明書、登録証明書又は許可通知書の写し		△
4	委任状 ※該当者のみ	△*	△*
5	営業所一覧表 ※該当者のみ:様式中の事項が記載されていれば、任意の資料でも可	△*	△*
6	財務諸表 ※法人は決算書、個人は確定申告時の損益計算書又は収支内訳書及び貸借対照表の写し	◎	◎
7	商業登記簿謄本 ※法人のみ、写し可	◎	◎
8	納税証明書 ※国税[所得・法人・消費税]、県税及び市町村税全般(写し可、3ヶ月以内のもの)	◎	◎
9	環境への配慮に関する調査票	◎*	◎*
10	暴力団排除条例に関する申告書兼誓約書	◎*	◎*
11	返信用葉書 ※認定結果通知が必要な場合のみ	△*	△*
12	変更届 ※申請書記載事項に変更が生じた場合は、速やかに提出すること。	△*	△*

注) ◎印は、必ず提出するもの。

△印は、該当する場合に提出するもの。

\*印は、中能登町様式が有るもの。(別添申請書様式参照)

## 第6 資格審査申請対象者

資格審査申請者は、次に掲げる事業のいずれかを営み、資格要件を具備し、許可証・資格者証等の写しを添付した者を対象とします。

事業の種類	資格要件	添付書類（写し）
清掃業	ビルの管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物清掃業登録証明書
警備業	警備業法に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。	・警備業認定書
機械警備業	警備業法に基づく都道府県公安委員会の認定を受けており、かつ石川県公安委員会に機械警備業の届出を受理されていること。	・警備業認定書 ・機械警備業届出受理書
空気環境測定業	ビルの管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物空気環境測定業登録証明書
飲料水貯水槽清掃業	ビルの管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書
ねずみ昆虫等防除業	ビルの管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書
浄化槽維持管理業	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・浄化槽保守点検業登録証明書
空調設備保守管理業	労働安全衛生法に基づく「ボイラー技士」及び消防法に基づく「危険物取扱者」の資格を有する者を雇用していること。	・ボイラー技士 ・危険物取扱者
消防設備保守管理業	消防法に基づく「消防整備士」又は「消防設備点検者」の資格を有する者を雇用していること。	・消防設備士 ・消防設備点検者
電気設備保守管理業	電気事業法に基づく「電気主任技術者」の資格を有する者を雇用していること。	・電気主任技術者
電話設備保守管理業	公示担任者規制（郵政省令）に基づく「工事担任者」の資格を有する者を雇用していること。	・工事担任者資格者
昇降機保守管理業	建築基準法に基づく「建築士」又は「昇降機検査資格者」の資格を有する者を雇用していること。	・建築士 ・昇降機検査資格者
設備機器運転監視	労働安全衛生法に基づく「ボイラー技士」、消防法に基づく「危険物取扱者」・「消防設備士」、電気事業法に基づく「電気主任技術者」の資格を有する者を雇用していること。	・ボイラー技士 ・危険物取扱者 ・消防設備士 ・電気主任技術者
一般廃棄物処理業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び第7条によりその区域を管轄する市町村長の委託又は許可を受けていること。	・一般廃棄物処理業許可証
産業廃棄物収集運搬業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に基づく都道府県知事の許可を受けていること。	・産業廃棄物収集運搬業許可証
その他の建物等管理業務	上記に掲げる以外の事業で建物等を管理するため必要な保守管理事業を営んでいること。	